

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	こども相談センターガス吸収式冷温水機伝熱管等修繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	10,022,400	平成29年10月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	平成29年度 マルチ周波数体組成計 一式 借入	163:医療機器	(株)タニタ	1,499,040	平成29年10月19日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	二連式加湿酸素流量計一式 買入	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	2,019,600	平成29年10月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	はしご車分解整備(2)	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	19,764,000	平成29年11月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
5	400MHz携帯無線機用収容ケースほか4点 買入	24:通信用機器	協和テクノロジズ(株)	5,356,800	平成29年11月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
6	デジタル可搬型無線機用電池パックほか2点 買入	24:通信用機器	(株)富士通マーケティング	3,369,600	平成29年12月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	

随意契約理由書

1 案件名称

こども相談センターガス吸収式冷温水機伝熱管等修繕

2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

3 随意契約理由

当該設備は、上記業者が独自技術にて設計・設置したものであり、他社製品との互換性がなく製作者でなければ修理作業を行うことができない。

修繕内容は当該機器内の伝熱管等を交換し、機能維持を図るものであるが、部品交換にあたり機器の細部まで分解する必要があるため、本体の構造を熟知したうえで分解し、部品交換・修繕後に再度組み立てる技術及び運転調整、知識が必要である。よって、唯一この技術及び知識を有する本機器製造販売元の川重冷熱工業株式会社に依頼するものである。

以上の選定理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

こども青少年局こども相談センター運営担当
(電話番号 06-4301-3100)

2

随意契約理由書

1 案件名称

平成29年度 マルチ周波数体組成計 一式 借入

2 契約の相手方

株式会社タニタ

3 随意契約理由

健康増進法に基づき11月に実施される国民健康・栄養調査は、厚生労働省からの委託事業であり、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施される。

厚生労働省は平成29年8月24日付け厚生労働省事務連絡「平成29年国民健康・栄養調査における筋肉量測定について」により、今年度実施する体組成の測定にあたり、精度管理上、株式会社タニタのマルチ周波数体組成計MC-780A-Nを使用することを指定している。本調査は法に基づく全国的な調査であり、本市においてもマルチ周波数体組成計MC-780A-Nを借入する必要がある。当該製品は研究調査における貸貸借用に開発された非売品であり、株式会社タニタのみで貸貸借を行っている製品となるため、代理店による貸貸借は行っていない。

したがって、株式会社タニタと借入契約を締結する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所管理課健康栄養グループ（電話番号06-6647-0662）

3

随意契約理由書

1 案件名称

二連式加湿酸素流量計一式 買入

2 契約の相手方

日本船舶薬品株式会社

3 随意契約理由

当該製品は、救急車内に設置し、ボンベ内の酸素を加湿しながら傷病者に酸素投与を行う際に使用するものである。

救急車内に設置する加湿酸素流量計は以下の性能を有する必要がある。

- ・医薬品医療機器等法により医療用具として承認を受けていること。
- ・フローメーター(酸素流量計)及び加湿瓶等が堅牢なケースに内蔵しており、ヘルメット等が衝突し衝撃を受けても損傷しにくい構造であること。
- ・同時に2名の傷病者に酸素投与する必要があることから二連式であること。
- ・呼吸様式の多様な患者に対応するため酸素流量は毎分15ℓ以上の投与ができ、かつ1ℓ毎の設定が可能であること。
- ・救急車内のボンベ収納場所から加湿酸素流量計を設置する場所まで配管により接続する構造であること。
- ・人工呼吸器など酸素を必要とする資器材を使用する場合においても使用できるようにジュンロン型のワンタッチ式接続口が2個あること。

当該製品は㈱三幸製作所製であり、当該製品の販売及び修理・点検その他一切の業務を負う発売元は新鋭工業㈱であり、新鋭工業㈱が販売する当該製品及びその周辺機器の日本における販売、修理・点検その他一切の業務を代行する代理店は上記業者である。よって上記業者を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課 (電話番号 06-4393-6628)

4

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

はしご車分解整備（2）

2 契約の相手方

㈱モリタテクノス

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご自動車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は㈱モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記㈱モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は㈱モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

5

随意契約理由書

1 案件名称

400MHz 携帯無線機用収容ケースほか4点 買入

2 契約の相手方

協和テクノロジズ株式会社

3 随意契約理由

無線機を活用することにより、災害時の部隊活動を効率的に行い、災害情報収集及び警防活動等の充実強化を図っている。

当該製品は、株式会社JVCケンウッド製であり、上記業者は販売を行う近畿地区における唯一の特約店である。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）

6

随意契約理由書

- 1 案件名称
デジタル可搬型無線機用電池パック他2点 買入
- 2 契約の相手方
株式会社富士通マーケティング
- 3 随意契約理由
当局は、無線機を活用することにより災害時の部隊活動を効率的に行い、災害情報収集及び警防活動等の充実強化を図っている。
当該製品は、富士通株式会社製であり、上記業者は消耗品の販売を行う大阪府下唯一の代理店である。
よって、上記業者を指定する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課（通信設備） （電話番号 06-4393-6562）